

## 事業事前評価表

### 国際協力機構南アジア部南アジア第一課

#### 1. 基本情報

(1) 国名：インド共和国（以下、インドという。）

(2) プロジェクトサイト／対象地域名：国内全域

(3) 案件名：人材育成奨学計画

(The Project for Human Resource Development Scholarship : JDS)

G/A 締結日：2025年7月7日

#### 2. 事業の背景と必要性

(1) インドにおける政府職員人材育成分野の現状・課題及び本事業の位置付け

インド政府においては、経済社会開発にかかる政策立案に従事する省庁・関係機関の高度人材を育成するための国内体制が、総じて不足しているという現状がある。

具体的には、インド政府は新型コロナウイルス感染拡大の影響による経済縮小を契機に、2020年より①経済、②インフラ、③テクノロジー主導のシステム、④世界最大の民主主義国インドの強みである人口、⑤需要喚起を柱とした「Self-Reliant India（自立したインド）」政策を実施している。

他方で、2014年以降、これまでの公務員人材育成政策が、国家課題の優先度の理解に欠け、散発的で公務員の生涯学習に繋がっていないとの反省から、政府内の労働文化の変革、政府機関とプロセスの強化、透明性を高め、公的サービスの向上を促進するための先進技術の利用を通して公的サービスの向上に取り組んできた。

ナレンドラ・モディ政権が主導し、2020年9月に「行政官能力強化国家プログラム（Mission Karmayogi）」を策定し、行政官育成を通じたインド政府の行政能力の向上を推進している。現状の行政官育成制度における課題の一つとして、「継続的な学習環境の欠如」を挙げており、若手行政官の育成機会の確保や制度構築が必要とされている。また、インドの政策提言機関である NITI Aayog が 2018年に発表した政策文書である「Strategy for New India@75」においても、開発目標の達成に向けた行政改革の必要性が指摘されており、その一環として行政官の養成制度の拡充に取り組むとしている。

2023年5月に実施された日印首脳会談において、モディ首相と岸田文雄首相は、「自由で開かれたインド太平洋」の重要性について認識を共有し、留学生の受入拡大を通じて人的交流の拡大に努めることに合意している。G20 ニューデリー・サミットの際に行われた日印首脳会談においても、モディ首相から岸田前首相に対し、インドでの「人材育成奨学計画」（以下、「本事業」という。）の立ち上げについて調整が進められていることについて謝意が述べられるなど、インド政府からの期待は大きい。

このように、いずれの分野においても、国外において行政能力の向上と制度構築を担う政府中枢に行政官を育成することが同国の経済社会開発上の課題となっており、「人材育成奨学計画」（以下、「本事業」という。）の枠組みを通じて本邦にて行政官を育成することが求められている。

(2) インドにおける我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置付け

対インド国別開発協力方針（2023年11月）では、「「包摂的かつ持続可能な成長」の

実現に向けた強固な基盤作りへの協力」に根差した他事業を推進する観点から、以下にある同方針重点分野に従事する行政官の政策立案能力向上を促進する。

- 行政能力強化

また、対インド JICA 国別分析ペーパー（2025 年 3 月）では、重点分野である「共創による産業の発展強化」の下、開発課題として「人的資源開発・人的交流促進」が設定されており、インフラを含む環境整備や高度・産業人材育成等の支援を併せて行うとしている。

加えて、本事業による人材育成は、質の高い教育の確保を目指す SDGs ゴール 4（教育）等に貢献するものであり（「地球規模課題への対応」、社会経済成長に向けた質の高い人材育成、中でも行政能力の向上及び制度構築に資するものである。

### （3）他の援助機関の対応

類似事業を実施する主な援助機関として、英国、米国、ニュージーランド、中国、韓国による奨学金事業がある。

また、公務員を対象とし、英語で学位を取得する奨学金事業として、KOICA（Korea International Cooperation Agency：韓国国際協力団）奨学金があげられる。

## 3. 事業概要

### （1）事業概要

#### ①事業の目的

本事業は、インド政府中枢において政策決定に携わることが期待される若手行政官が、本邦大学院における学位（修士号）取得を支援することにより、同国の重点開発課題に関する施策・取組の進展及び同国との人的ネットワークの構築を図り、もって二国間関係及び取組の強化に寄与する。

#### ②事業内容

##### ア) 実施内容

インド政府の若手行政官を対象に、1 期あたり最大 9 人（修士課程 9 人）、計 4 期分の留学生が、本邦大学院において同国の重点課題に関する政策立案に資する研鑽を積むことに対して、必要な経費を支援する。協力準備調査では 4 期分の計画を予め策定し、戦略的・効果的な受け入れを継続的に実施する。

##### イ) コンサルティング・サービス/ソフトコンポーネントの内容

- ・ JDS 生の来日・留学支援（来日留学生の募集選考、来日準備、留学中のモニタリング、帰国準備、奨学金提供、大学への授業料等支払い等）
- ・ 留学事業の付加価値創出（留学中の日本政府関係者等との人脈構築及び帰国時の JDS 生 OB とのネットワーキング等）

##### ウ) 調達方法

原則として協力準備調査の実施者を本事業の実施代理機関として JICA が推薦する予定。

#### ③本事業の受益者（ターゲットグループ）

学位（修士号）を取得する若手行政官 9 人/期（ジェンダー平等と女性のエンパワメントの推進のため、女性行政官の参加や能力向上を促進する取組を行う）。なお、博士課程においては、JDS 修了生を原則とし、博士号取得を確実にするため、実行可能性が高い

適切な研究計画と、想定される指導教官からの推薦状及び研究指導計画が提出されることなど、複合的な条件に合致する候補者を対象とする。

④他の JICA 事業との関係：なし。

(2) 総事業費／概算協力額

総事業費 288 百万円（概算協力額（日本側）：288 百万円）

(3) 事業実施スケジュール（協力期間）

2025 年 7 月～2029 年 3 月を予定（計 45 か月）

(4) 事業実施体制

①事業実施機関／実施体制：人事苦情年金省人材・研修局（Ministry of Personnel, Public Grievances and Pensions, Department of Personnel and Training）

②運営／維持管理体制：本事業の円滑な実施のために、インドにおいて運営委員会（以下④により構成）を設置する。運営委員会は、同国政府関係者及び日本側関係者で構成し、次年度の方針に係る協議への参加や留学生最終候補者の決定等を主に行う。

③運営委員会の構成：人事苦情年金省人材・研修局、外務省、財務省経済関係局、在インド日本大使館、JICA インド事務所

(5) 他事業、他援助機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

「JICA 開発大学院連携」により提供されるプログラムの受講を本事業の留学生に奨励することで、日本の開発経験を学ぶ機会を提供し、将来、国の発展を担うリーダー候補者や、各分野の開発課題の解決を推進しうる行政官の育成を目指す。

2) 他援助機関等の援助活動

特になし。

(6) 環境社会配慮

①カテゴリ分類：C

②カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2022 年 1 月公布）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

(7) 横断事項

特になし。

(8) ジェンダー分類：

【ジェンダー案件】「GI（S）ジェンダー活動統合案件」

<活動内容/分類理由>

留学生募集時に女性の応募勧奨を行い、キャリア形成に向けた研修等を通じて、自国の課題解決に向けてリーダーシップを発揮できる女性行政官の育成を推進するため。

(9) その他特記事項

特になし

#### 4. 事業効果

(1) 定量的効果

| 指標名 | 基準値 | 目標値 |
|-----|-----|-----|
|-----|-----|-----|

|               |      |   |    |
|---------------|------|---|----|
| 留学生の学位取得率 (%) | 修士課程 | 0 | 95 |
| 帰国生の役職率 (%)   |      | 0 | 20 |

(注) 学位取得率については、2025 年時点の実績値を基準とし、2030 年（事業完了 1 年後）における目標値とする。

(注) 役職率については、政策立案に影響を与えうる課長級以上の職位に就いている人数から算出し、同名の先行事業分を踏まえた 2039 年（事業完了 10 年後）における目標値とする。

## (2) 定性的効果

- ・若手行政官が、帰国後、同国の計画策定・政策立案に貢献し、所属組織等においてリーダーシップを発揮することで、当該組織の機能が強化される。
- ・留学する若手行政官と日本政府職員との人脈構築が進み、二国間関係が強化される。
- ・留学生を受け入れる本邦大学やコミュニティにおける国際的な学術的ネットワーク及び国際友好親善が強化される。
- ・本邦大学院における学位取得のため学習のみならず、キャリア形成に向けた研修等を通じて、自国の課題解決に向けてリーダーシップを発揮できる女性行政官が育成される。

## 5. 前提条件・外部条件

- ・インド政府の人材育成（本邦留学）に関する方針が変更されない。
- ・留学生本人が、病気や事故等のトラブルに遭わずに勉学を全うできる。
- ・留学生が帰国後に同国政府に復職できる。

## 6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

過去の JDS に関する基礎研究報告書において、本事業が価値の高い奨学金プログラムとして認知され続けるために、対象の明確化や高付加価値化が重要であると提言されている。そのため、当該国における対象グループの再整理を行い、事業として優先すべき対象を明確にしながらか戦略的に選考をすること、また、充実化した活動プログラムを広報することを通じて、他の奨学金プログラムと差別化を図り、帰国後にリーダーシップを発揮する素質を有する有望な人材を選定できるよう工夫する。

## 7. 評価結果

本事業は、当国の開発課題・開発政策並びに我が国の重要政策及び JICA の協力方針・分析に合致し、中核人材の育成を通じて、インド政府の行政能力の向上及び制度構築に資するものであり、質の高い教育の確保を目指す SDGs ゴール 4（教育）等に貢献すると考えられることから、事業の実施を支援する必要性は高い。

## 8. 今後のモニタリング計画

- (1) 今後のモニタリングに用いる指標
  4. のとおり。
- (2) 今後のモニタリング取りまとめ時期

4.(1)に記載の目標年。ただし、定性的効果については、4年に一度調査を行い、取りまとめる。

以上

## 持続可能な開発目標 (SDGs) ゴール一覧

|        |   |
|--------|---|
| ゴール 1  | あらゆる形態の貧困の撲滅  |
| ゴール 2  | 飢餓撲滅、食料安全保障、栄養の改善、持続可能な農業の促進                                |
| ゴール 3  | 健康な生活の確保、万人の福祉の促進   |
| ゴール 4  | 万人の包摂的で衡平な質の高い教育の確保、生涯学習の機会の促進                              |
| ゴール 5  | ジェンダー平等、全ての女性・女子の能力強化                                       |
| ゴール 6  | 万人の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理の確保                                    |
| ゴール 7  | 万人のための利用可能で、安定した、持続可能で近代的なエネルギーへのアクセス                       |
| ゴール 8  | 持続的、包摂的で持続可能な経済成長と、万人の生産的な雇用と働きがいのある仕事の促進                   |
| ゴール 9  | 強靱なインフラの構築、包摂的で持続可能な工業化の促進とイノベーションの育成                       |
| ゴール 10 | 国内と国家間の不平等の削減   |
| ゴール 11 | 包摂的、安全、強靱で、持続可能な都市と人間住居の構築                                  |
| ゴール 12 | 持続可能な消費と生産パターンの確保   |
| ゴール 13 | 気候変動とその影響への緊急の対処  |
| ゴール 14 | 持続可能な開発のための、海洋と海洋資源の保全と持続可能な使用                              |
| ゴール 15 | 生態系の保護、回復、持続可能な使用の促進、森林管理、砂漠化への対処、土地劣化の停止と回復、生物多様性の損失の阻止    |
| ゴール 16 | 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会の促進、万人の司法へのアクセスの提供、効果的で説明責任を有し包摂的な機構の構築 |
| ゴール 17 | 実施手段 (MOI) の強化と持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップの活性化                |

別紙:ジェンダー分類詳細

| ジェンダー分類  | 定義  |
|--|---|
| <b>ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件</b><br><b>Gender Informed [GI]</b><br>※以下の GI(P)、GI(S)に至る前提条件。 | ジェンダーの視点に立って、関連政策、開発課題、ニーズ、インパクト等に関する調査が行われ、先方政府とジェンダーに配慮した取り組みについて協議した案件。<br>※上記を行ったものの、GI(P)、GI(S)に至らなかった案件は、最終分類として「GI」となる。  |
|  | <b>ジェンダー平等政策・制度支援案件</b><br><b>Gender Informed (Principal) [GI(P)]</b><br>ジェンダー主流化のための政策や財政・法制度の改革支援、ナショナルマシーナリー(男女共同参画や女性の地位向上のための政策策定、施策を行う国内本部機構)を含めた行政機関のジェンダー主流化推進体制整備支援(人材育成を含む)を主目的とする案件。 |
|  | <b>女性を主な裨益対象とする案件</b><br><b>Gender Informed (Principal) [GI(P)]</b><br>女性をターゲットグループとして、女性のエンパワーメントや保護を主目的とする案件。当該社会の中でより弱い立場に置かれているグループの中の女性を支援することを意図する案件。例えば貧困女性、少数民族・先住民族女性、難民女性、女子児童。       |
|  | <b>ジェンダー活動統合案件</b><br><b>Gender Informed (Significant) [GI(S)]</b><br>プロジェクト目標や上位目標にジェンダー平等推進や女性のエンパワーメントにかかる目標を直接掲げていないが、ジェンダー平等や女性のエンパワーメントに資する具体的な取り組みを明示的に組み入れている案件。                        |
| <b>ジェンダー<br/>対象外</b>   | ジェンダー平等・貧困削減推進室との協議の結果、案件の性質上「ジェンダー主流化ニーズ調査・分析」を実施しないと判断した案件。   |

(参考情報:社会基盤・平和構築部ジェンダー平等・貧困削減推進室)

第4期中期目標(2017~2021年度)におけるジェンダー関連指標

【指標15-4】機構が実施するプロジェクト(技術協力、有償資金協力、無償資金協力)におけるジェンダー案件比率:40%以上(金額ベースの比率)

※「ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件」(GI)はジェンダー主流化における最初の重要ステップであり、案件計画段階でジェンダー主流化のニーズを調査・分析した結果、以下に分類される案件となった場合に【指標15-4】上の「ジェンダー案件」として計上されます。

・ジェンダー平等政策・制度支援案件(GI(P))

- ・女性を主な裨益対象とする案件(GI(P))
- ・ジェンダー活動統合案件(GI(S))